

## 指名停止措置の概要

社名

1. 指名停止措置業者名： 別紙のとおり  
法人番号： 別紙のとおり  
住 所： 別紙のとおり
2. 指名停止措置期間： 令和5年2月17日から令和5年11月16日まで(9ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲： 全国
4. 事実概要：

東京地検特捜部は、令和5年2月8日(木)に、(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注した東京オリンピック・パラリンピックテスト大会の計画立案業務に係る入札における独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)違反容疑で(株)電通ほか2社の社員等を逮捕した。

5. 指名停止措置理由：

物品・役務の有資格登録業者である(株)電通ほか2社の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第5号及び15号(独占禁止法違反行為及び不正又は不誠実な行為)に該当するものである。

### <工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 領	期 間
(独占禁止法違反行為) 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番  
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 大橋 秀己 電話 029-864-4385 (直通)  
総務部契約管理官 野本 英樹 電話 029-864-6870 (直通)

## 別紙

指 名 停 止 業 者			指名停止の期間
番号	商号又は名称	住 所	
1	株式会社電通 法人番号5010401143788	東京都港区東新橋1丁目8番1号	自 令和5年 2月17日 (9ヵ月) 至 令和5年11月16日
2	株式会社フジクリエイティブ コーポレーション 法人番号4010601042816	東京都江東区青海1丁目1番20号	自 令和5年 2月17日 (9ヵ月) 至 令和5年11月16日
3	株式会社セレスポ 法人番号9013301006441	東京都豊島区北大塚1丁目21番5号	自 令和5年 2月17日 (9ヵ月) 至 令和5年11月16日